

自筆証書遺言書作成のチェックシート

◎自筆証書遺言書を作成するときは、次のことをチェックしてください。

チェックがつかない項目がある場合は、無効な遺言書となる可能性があります。(法務局への保管申請はできません。)

チェック欄

民法第968条に定められた方式に適合しているか。	①	★遺言書の全文(本文)を全て手書きしましたか？	
	②	★遺言書の作成の年月日を手書きしましたか？	
	③	★氏名を手書きしましたか？	
	④	★印鑑を押しましたか？ (シャチハタ印は不可)	
	⑤	★遺言書に、手書きでない「相続財産の目録」を添付する場合は、その目録の全てのページに氏名を書いて印鑑を押しましたか？	
	⑥	★遺言書や目録に変更や訂正をした箇所がある場合は、その場所が分かるようにして、変更や訂正をした旨を付記して署名し、変更や訂正をした場所に押印する手当をしましたか？ (※パンフレット5ページ) (変更や訂正が多い場合や、直し方が心配な場合には、書き直すことをおすすめします。)	

◎自筆証書遺言書を法務局へ保管申請する場合は、次のこともチェックしてください。

チェックがつかない項目がある場合は、保管申請できません。

チェック欄

法務省令で定める様式に従って作成しているか。	①	★遺言書及び目録の用紙はA4サイズの紙ですか？	
	②	★遺言書及び目録の全てのページにページ番号を書きましたか？ (※パンフレット5, 6ページ)	
	③	★用紙の片面にだけ書いていますか？	
	④	★遺言書や目録が数枚になるとしても、ホチキス止めはしません。	
	⑤	★遺言書や目録は用紙の外側に次の余白がありますか？ たて置きで見て：左側20mm, 上側・右側5mm, 下側10mm (※パンフレット5ページ)	